

議案第59号

鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例の一部改正について

次のとおり鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年2月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例（平成13年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、間伐材搬出促進事業に要する経費の額（<u>間伐材の材積1立方メートルにつき4,000円を限度とする。</u>）以下とする。</p> <p>(雑則)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事（<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合</u>にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する農林水産部長）が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p>	<p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、間伐材搬出促進事業に要する経費の額（<u>知事が別に定める額を限度とする。</u>）以下とする。</p> <p>(雑則)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p>

(この条例の失効)

2 この条例は、平成21年3月31日限り、その効力を失う。

3 略

(この条例の失効)

2 この条例は、平成19年3月31日限り、その効力を失う。

3 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に交付決定された補助金の額については、改正後の鳥取県間伐材搬出促進事業助成条例第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。